

大飯原発 再稼働認めず

「生命、生活侵害の恐れ」

福井地裁 福島後、初の判決

関西電力大飯原発3、4号機(おおい町)をめぐる、県内住民ら百八十九人が、大規模地震への対策が不十分などとして運転差し止めを求めた訴訟の判決が二十一日、福井地裁であり、樋口英明裁判長は東京電力福島第一原発事故の事例を示しながら、「生命を守り生活を維持する」という人格権の根幹に具体的侵害の恐れがある」と住民側の訴えを認め、関西側に運転差し止めを言い渡した。原発の運転差し止めを求めた訴訟の判決は、福島第一原発事故後初めて。



判決骨子

- ▼大飯原発3、4号機を運転してはならない
- ▼大飯原発から2500m以内に住む住民には人格権が侵害される具体的な危険がある
- ▼地震の際の冷ややす、閉じ込めなどの機能が欠陥がある
- ▼基準地震動が信頼できる根拠はない、基準地震動未滿の地震でも事故の恐れがある
- ▼使用済み核燃料の保管は、国民の安全が優先されるべきだとの見識に立っていない
- ▼安全技術、設備は客観的な見通しの脆弱(せいじやく)なもの
- ▼福島原発は最大の公害、環境汚染、環境問題は運転継続の根拠とならない



関西側控訴の方針

大飯3、4号機は、定期検査のため昨年九月から運転を停止。現在は原子力規制委員会による審査中で、二〇一四年度中の再稼働は困難とされている。関西側は判決を不服として、控訴する方針を明らかにした。

司法の姿勢 転換示す

原子力規制委員会が全国十一審査を進めるべきだとの意見が高まって中、福井地裁の樋口英明裁判長は、規制委員の判断に先駆けて「多数の住民の生存権を侵害しかねない」として運転差し止めを命じる判断を示した。福井地裁は、福島原発事故の後において、判断を避けることは裁判所に課された最も重要な義務を放棄するに等しい」とも言及。福島第一原発事故後初の原発訴訟の判決は、原発をめぐる司法の姿勢が大きく転換する可能性を示した。福島の原発事故を意図した文書は、判決にもちのけられている。「福島原発事故では、核燃料プールに収められた使用済み核燃料が危機的状況に陥った」「福島原発事故はわが国始まって以来最大の公害、環境汚染」。福島事故の影響の重大性を指摘した。これまでは原発訴訟では、裁判所は国の手続きの適否を中心に審理。多くは「手続き上適法」などと判断を示し、

大飯差し止め判決
冷静に受け止め
②面
「国も被害」
③面
要旨をコメント
④面
原告訴訟に二石
⑤面
原告団歓喜の輪
⑥面

な事故はめったに起きないだろうという見通しに基づいて対応と言わざるを得ない」と断じた。樋口裁判長はさらに、「たとえ(大飯原発3、4号機が)運転停止することによって多額の貿易赤字が出るとしても、国富の流出や喪失というべきではない。豊かな国土でそこに根を下ろして生活していることが国富。これを取り戻すことができない(なる)ことが国富の喪失だ」と、経済に与える影響に関する見解も示した。訴状では、住民側は「事故や放射線の被害による不安のない安全な環境を享受する権利を共有している」となるとして、人格権と環境権に基づいて3、4号機の運転差し止めを求めた。原発の運転や設置をめぐる訴訟で、住民側が勝訴したのは三例目。〇三年二月

には名古屋高裁金沢支部で高速増殖炉「もんじゅ」(敦賀市)の設置許可無効判決、〇六年三月金沢地裁の北陸電力志賀原発(石川県志賀町)の運転差し止め判決が出ていた。いずれも、最高裁では住民側の敗訴が確定している。

大飯原発3、4号機 関西電力がおおい町に置く。東日本大震災で事故が起きた東京電力福島第一原発とは異なる加圧水型軽水炉。3、4号機は同じ設計で、関西電力の原研11基の中で最も新しく、出力はともに118万kw。3号機は1991年、4号機は93年にそれぞれ営業運転を開始した。福島事故の影響で国内の全原発が停止したが、当時の民主党政府が決めた暫定基準に基づき、2012年8月、営業運転を再開した。13年9月に定期検査に入り停止している。1、2号機も停止中。3、4号機は再稼働に向け、原子力規制委員会の新しい規制基準に基づき審査が進んでいる。

5/32

原発訴訟に一石

大飯原発差し止め判決

関西電力に大飯原発3、4号機の運転差し止めを命じた二十一日の福井地裁判決は、関西電力の安全対策を「原発の本質的な危険性にあまりに楽観的」と一刀両断した。原発の安全性をめぐり、国や電力会社の主張を追認してきた裁判所。東京電力福島第一原発事故を経て初めて導き出した判決は、事故を未然に防げなかった司法の反省を印象づけた。(大飯原発訴訟取材班)

「他の原発にも水平展開できる論理だ」

脱原発弁護団全国連絡会共同代表の河合弘之弁護士は、判決が原発そのものの危険性に踏み込んだ意義を強調する。「二百五十点、予想以上だった」

連絡会によると、福島事故後、中部電力の浜岡(静岡県御前崎市)や関西電力の美浜(美浜町)、高浜(高浜町)など、北陸電力志賀(石川県志賀町)など十六の原発をめぐって訴訟が全国の裁判所で争われている。事故後、大飯運転差し止めの仮処分を認めない決定はあったが、運転の是非をめぐると



決は今回が初めてだった。住民らが国や電力会社に原発の設置許可の取り消しや運転停止を求めた訴訟は一九七九年の米スリーマイル島原発事故や八六年の旧ソ連チェルノブイリ原発事故の後も日本で重大事故は起きない」という国や電力会社の主張を追認するかのようになり、住民側の訴えを退けてきた。

原発をめぐる司法の主な動き

1973年8月	四国電力・伊方原発1号機の設置許可取り消しを求めて住民が松山地裁に提訴
《79年3月 米國スリーマイル島原発事故》	
81年12月	東北電力・女川原発1号機の運転と住民側の差止めを求めて住民が提訴(2000年に住民側の上告棄却)
《86年4月 旧ソ連チェルノブイリ原発事故》	
92年10月	伊方原発1号機と東京電力・福島第一原発1号機の設置許可取り消しを求めた訴訟で、最高裁は住民側の上告をいづれも棄却
《99年9月 茨城県東海村のウラン加工会社「ジェー・シー・オー(JCO)」で臨界事故》	
2003年1月	福井県敦賀市の高速増殖炉「もんじゅ」の設置許可無効を求めた訴訟の住民側が勝訴(最高裁で逆転敗訴)
06年3月	北陸電力・志賀原発2号機の運転差し止めを求めた訴訟で、金沢地裁が住民側勝訴(最高裁で確定)
07年10月	中部電力・浜岡原発1～4号機の運転差し止めを求めた訴訟で、静岡地裁は住民側の請求を棄却
《11年3月11日 東日本大震災により、東電・福島第一原発事故発生》	
13年4月	大阪地裁が、関西電力・大飯原発3、4号機の運転差し止めを求めた住民側の仮処分申請を却下(高裁も棄却)
13年9月	東京地裁が、福島第一原発事故で死亡した労働者ら42人全員の慰謝料請求を認め、政府関係者らに賠償を命じた
14年5月21日	福井地裁で、大飯原発3、4号機の運転再開を認めず、住民勝訴の判決

司法の流れに変化

例えは、東京高裁での浜岡原発1～4号機の運転差し止め訴訟の控訴審。一審の静岡地裁は〇七年の判決で「中電が国の諸規制に従っている」と立証したら、原告が国の諸規制では安全性が確保されないと具体的に根拠を示して立証すべきだ」と指摘した。さらに「安全上、重要な設備の複数同時故障を想定する必要はない」という中電の主張も認められ、「具体的危険がある」とは認められない」と訴えを退けた。

大飯原発3、4号機は、再稼働に向けた手続きが長期化している。東日本大震災によって国内全原発が停止した後、唯一稼働した美浜3、4号機(高浜町)の基準地震動は了承したが、大飯についてはデータの補強を求めた。

関西電力は当初、東日本大震災後の稼働実績などから大飯の審査が高浜よりも順調に進むと見ていたが、両者の立場は逆転した。また、原子力規制委員会の了承を得られず、高浜よりも厳格な審査が必要とされた。高浜よりも厳格な審査が必要とされた。高浜よりも厳格な審査が必要とされた。

運転再開見通せず

関西電力は当初、東日本大震災後の稼働実績などから大飯の審査が高浜よりも順調に進むと見ていたが、両者の立場は逆転した。また、原子力規制委員会の了承を得られず、高浜よりも厳格な審査が必要とされた。高浜よりも厳格な審査が必要とされた。

関西電力は当初、東日本大震災後の稼働実績などから大飯の審査が高浜よりも順調に進むと見ていたが、両者の立場は逆転した。また、原子力規制委員会の了承を得られず、高浜よりも厳格な審査が必要とされた。高浜よりも厳格な審査が必要とされた。

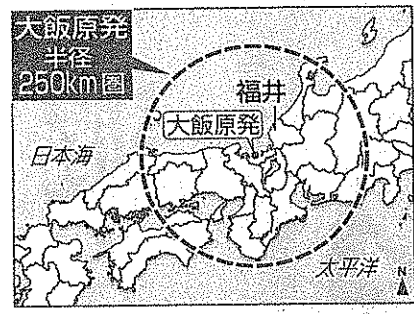
方で、地震大国の日本で原発は無理と断言しているのかのような判決理由に「大胆すぎる」と評。元判事である中電は今回の判決に「コメントする立場はない」と説明し、浜岡原発への影響も「事件」として争点や審理経過が異なる」と否定する。これに対し、浜岡原発の廃炉などを求める訴訟の原告側弁護団長を務める鈴木敏弘弁護士は「原発の危険性を真正面から受け止めた画期的な判決。全国原発訴訟の大きな励みになる」と絶賛した。

「250キロ圏も被害」

関西電力大飯原発3、4号機の運転差し止め訴訟判決では、二〇一一年三月の東京電力福島第一原発事故の発生時、菅直人首相（当時）に提出された「最悪のシナリオ」と呼ばれる資料を論拠に、原発事故が二百五十キロ圏にまで深刻な放射能被害を及ぼす可能性を重視した。

「最悪のシナリオ」論拠

シナリオによると、最も古い1号機で原子炉圧力容器を覆う格納容器が壊れ、東電が総員退避した



後、他の原子炉や使用済み核燃料プールの冷却も停止。次々と核燃料が溶融して高濃度の放射能がまき散らされる。最終的に原発から百七十キロ圏まで住民を強制移転させ、二百五十キロ圏まで任意移転の地域が広がる可能性が指摘された。

大飯原発訴訟の判決で、樋口英明裁判長は「二百五十キロ」という数字は緊急時に想定された数字にしかすぎないが、ただちに過大と判断できない」と、事故時に被害が及ぶ範囲の想定として一定の信頼性があると認定した。原発から二百五十キロという影響の大きさを判決理由の一つにするとともに、訴訟に加わることでできる住民の範囲も二百五十キロ圏に設定。大飯原発では愛知県全域が含まれ、東は静岡市、西は高松市や徳島市にまで及ぶ。

大飯原発訴訟判決

全国各地の原発でみると北海道の一部と沖縄県を除き、どれかの原発の圏内に入る。この日の判決を福井地裁

エネ戦略 影響必至

再稼働のハードル上がる

関西電力大飯原発3、4号機の運転を認めない判決が出たことで、電力各社が目指す早期の再稼働シナリオに狂いが生じかねない。原発を重要電源と位置づけた安倍晋三政権のエネルギ戦略にも影響を与える可能性がある。

再稼働を前提に現在、原子力規制委員会で審査中の原発は大飯3、4号機、中部電力浜岡原発4号機（静岡県）など全国十一原発十八基。このうち最も審査が進んでいる九州電力川内原

で傍聴した菅氏は「福島事故を踏まえた素晴らしい判決。原発から二百五十キロ圏内の住人の権利を認めた意義は大きい」と指摘。「判決に従えば、すべての原発は再稼働できない。政権を代えてでも脱原発政策を推進しなければならぬ」と話した。

川内原発も再稼働反対の訴訟を抱えており、九電は今回の判決を受け「訴訟の具体的な内容を把握しておらず、コメントは差し控える」との談話を発表した。電力業界が公表した電力供給見直しによると、需要がピークを迎える八月は原

発がなくても供給準備率は3・019・2％で、電力会社で安定供給の最低限の目安とされる3％を確保できる見通し。政府は節電を呼び掛けるが、昨年に続き数値目標を設けていない。菅義偉官房長官は、判決後も再稼働路線を維持する考えを示したが、判決を受けて再稼働に反対する動きが再び強まるのが予想される。再稼働に必要な地元同意を得にくくなれば、政府の方針に影響を与えるのは間違いない。自民党の山本拓衆院議員「福井2区」は、地元の反対運動について「勢いづくだろう。一石を投じた判決であることは間違いない。規制委の説明責任が大きく変わった」と記者団に語った。政府関係者も「影響がないとは言えない。判決を精査しながら、再稼働を進めるしかない」と、規制委が審査している原発の再稼働が遅れる可能性に言及した。